

平成29年度答申第22号
平成29年11月17日

諮問番号 平成29年度諮問第17号（平成29年7月24日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 特定労働者派遣事業の廃止命令に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人が、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）から、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「改正法」という。）附則6条4項に基づく特定労働者派遣事業の廃止命令（以下「本件処分」という。）を受けたのに対し、これを不服として審査請求した事案である。

2 関係する法令の定め

(1) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「派遣法」という。）23条3項は、派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣法23条の2に規定する関係派遣先への派遣割合を厚生労働大臣に報告しなければならない旨規定し、上記「厚生労働省令で定めるところ」として、労働者派遣

事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「派遣則」という。）17条の2は、派遣法23条3項の規定による報告は、毎事業年度経過後3か月が経過する日までに、当該事業年度に係る関係派遣先派遣割合報告書（以下「関係派遣先報告書」という。）を厚生労働大臣に提出することにより行わなければならない旨規定する。

- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（改正法による改正前のもの。以下「旧派遣法」という。）48条1項は、厚生労働大臣は、旧派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の施行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる旨規定していた。

また、旧派遣法48条3項は、厚生労働大臣は、旧派遣法23条3項の規定に違反した派遣元事業主に対し、旧派遣法48条1項の規定による指導又は助言をした場合において、当該派遣元事業主がなお旧派遣法23条3項の規定に違反したときは、当該派遣元事業主に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる旨規定していた。

なお、上記旧派遣法48条1項の規定による指導及び助言並びに同条3項の規定による指示に係る厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地等の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任されていた（派遣則55条3号）。

- (3) 改正法附則6条1項は、改正法の施行の際現に旧派遣法16条1項の規定により届出書を提出して特定労働者派遣事業（旧派遣法2条5号に規定する特定労働者派遣事業をいう。）を行っている者は、改正法の施行日から起算して3年を経過する日までの間（当該期間内に改正法附則6条4項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられたときは、当該廃止を命じられた日までの間）は、労働者派遣事業の許可（派遣法5条1項）を受けことなく、引き続き特定労働者派遣事業を行うことができる旨規定する。

また、改正法附則6条4項は、厚生労働大臣は、同条1項の規定による労働者派遣事業を行う者が改正法の施行日前に旧派遣法48条3項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお派遣法23条3項の規定に違反したときは、当該労働者派遣事業の廃止を命ずることができる旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、改正法附則6条1項の規定により特定労働者派遣事業を行う者であったが、平成25事業年度に係る関係派遣先報告書（以下「本件報告書」という。）を、派遣則17条の2に規定する提出期限である平成26年6月30日までに提出しなかった。

（審査請求書、是正指導書）

- (2) A労働局長は、平成26年8月5日、旧派遣法48条1項に基づき、審査請求人に対し、本件報告書を同月18日までに提出することを求める旨の是正指導書を発出し、指導を行ったが、審査請求人は、本件報告書を同日までに提出しなかった。

（是正指導書、書留・特定記録郵便物等差出票）

- (3) A労働局長は、平成26年11月14日、旧派遣法48条3項に基づき、審査請求人に対し、同月25日までに本件報告書を提出することを指示するとともに、これに従わない場合には事業廃止を命ずる旨を記載した労働者派遣事業指示書を発出し、指示を行ったが、審査請求人は、同日までに本件報告書を提出しなかった。

（労働者派遣事業指示書、書留・特定郵便物等差出票）

- (4) 処分庁は、本件処分を予定して、平成28年4月18日、審査請求人に対し、同年5月10日又は同月11日に聴聞を行うことを通知した。なお、聴聞通知書には、本件処分の原因となる事実として、審査請求人が①本件報告書を提出期限を経過しても提出しなかったこと、②これに対する旧派遣法48条1項に基づく指導に従わなかったこと、③同条3項に基づく指示があったにもかかわらず、本件報告書を提出しなかったことにより、派遣法23条3項の規定に違反したことが記載されていた。

（聴聞通知書）

- (5) 審査請求人は、上記（4）の聴聞期日に出頭しなかった。

（聴聞報告書）

- (6) 処分庁は、平成28年5月23日、審査請求人に対し、本件処分を行った（なお、命令書に記載されている本件処分の理由は、上記（4）と同様である。）。

（特定労働者派遣事業廃止命令書）

- (7) 審査請求人は、平成28年8月23日付けで、本件処分を不服として審査

庁に対し、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(8) 審査庁は、平成29年7月24日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして、諮問した。

(諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件報告書未提出の理由は、審査請求人の代表取締役P（以下「代表取締役」という。）の容態が著しく悪い上に他に作成し得る者がいなかったことであり、本件処分はこれを考慮していない。
- (2) 聴聞手続が適切に実施されていないという違法がある。代表取締役が聴聞手続に出頭しなかったのは厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課（以下「需給調整事業課」という。）の事務官に出頭しなくてもよいと言われたからである。
- (3) 本件処分によって審査請求人には甚大な損害が生じており、報告書の提出が求められる趣旨に照らすと、極めて過酷な処分であって、比例原則に反している。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は、審理員意見と異ならないとしているところ、審理員意見の要旨は以下のとおりである。

- 1 労働者派遣事業指示書には、本件報告書を提出期限までに提出しない場合には事業廃止を命じることが申し添えられており、聴聞通知書には、事業廃止命令について聴聞を行う旨記載されている。
- 2 報告書の作成は困難ではない。また、代表取締役は毎日ではないにしろ業務を行っていた。本件処分が行われるまで代表取締役が報告書を作成し得なかったという審査請求人の主張を容認することはできない。
- 3 需給調整事業課の事務官が聴聞期日に出席不要と明言することは想定し難い。代表取締役が事務官との電話でのやりとりを通して、聴聞期日に出頭しなくても事業廃止命令を受けることはないと考えた可能性は否定できないが、そうであるからといって、聴聞に出頭しなかったことに正当な理由があると判断することは困難である。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について
本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点は

うかがわれない。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

(1) 本件報告書を期限までに提出しなかったことに合理的理由があるか

ア 関係派遣先報告書を期日までに提出しない場合は、旧派遣法48条3項の指示の対象となり、同指示に従わない場合は、労働者派遣事業の廃止命令の対象となる（改正法附則6条4項）が、「期日までに提出しない場合」とは、合理的理由なく期日までに提出しない場合であると解される。

審査請求人は、代表取締役が病気だったことを提出できない理由としているので、これが合理的な理由と認められるかについて検討する。

イ 審理手続における口頭意見陳述の結果等の資料によれば、以下の事実が認定できる。

① 代表取締役は、平成25年8月にはS状結腸がんの切除等の手術を受け、平成26年1月には肺悪性腫瘍手術等を受けた。

② 代表取締役は、平成26年2月頃に退院し、その後も治療を受けていたが、業務に復帰し、体調がよければ朝から夕方まで、週2、3回程度の勤務をしていた。

③ 代表取締役は、平成28年5月9日、関係派遣先報告書（報告対象期間を平成27年4月1日から平成28年3月31日までとするもの）を一人で作成したが、その作成作業はパソコンに既に入力されていたデータをもとに数字等を記載するもので、作成に要したのは1日間であった。

以上によれば、代表取締役は、体調が悪かったとはいえ、限定的ではあるが業務にも従事することが可能であったこと、本件報告書は派遣元管理台帳等に基づいて作成するもので、その作成に必要な労力の程度も③と同様で、それほど大きな労力を要するものでないことを認めることができる。

ウ 本件報告書の本来の提出期限は平成26年6月30日で、是正指導書に記載された提出期限は同年8月18日、労働者派遣事業指示書に記載された提出期限は同年11月25日であった。そして、事業廃止命令を予定しての聴聞通知がなされたのが平成28年4月18日であったのであるから、本来の提出期限から聴聞通知に至るまでには1年10か月近く経過しており、本件報告書を作成して提出することが著しく困難であったとは認められず、本件報告書を提出しないことに合理的理由があったとは認められない。

(2) 聴聞手続の不出頭に正当な理由があるか

審査請求人は、聴聞期日の前日に需給調整事業課に電話し、需給調整事業課の事務官から出頭しなくもよいと言われたと主張するのに対し、処分庁は、需給調整事業課の事務官が出頭しなくともよいと言うことはない、A労働局では、当時、本件報告書を提出するのであれば平成28年5月13日が期限であると伝えることとしていたので、そのような対応をしたと考えられると主張している。

確かに、需給調整事業課の事務官が聴聞手続に出頭不要と明言することは通常想定し難いが、一方で、審理員意見書によれば、代表取締役が事務官とのやりとりを通して、聴聞期日に出頭しなくても事業廃止命令を受けることはないと考えた可能性については否定できないともされており、事務官が出頭しなければならないと明言したとも断言できず、不明確なやりとりがなされた疑いが残る。この点、仮に審査請求人に誤解を生じさせるようなやりとりがあったというのであれば、事務官の対応は適切ではなかったというべきであり、聴聞手続への出頭、あるいは報告書の提出について、明確な説明をすべきであった。

しかし、代表取締役は、本件報告書の本来の提出期限が平成26年6月30日であることを了知していたはずである上、同年8月18日を提出期限とした是正指導書には、同日までには是正されない場合は行政処分等の対象となる旨記載され、同年11月25日を提出期限とした労働者派遣事業指示書には、「この指示に従わない場合には、事業廃止を命じることを申し添える。」と明記され、平成28年4月18日付けの聴聞通知書には、「予定される不利益処分の内容」として、「特定労働者派遣事業の事業廃止命令」と明記されていたのであるから、本件報告書を提出しないままに放置すれば本件処分が行われることは十分認識していたはずである。

本件処分が具体的に予定され、そのことを明記した聴聞通知書を受領し、ことの重大性を十分認識し得たかかかる状況下で、電話での口頭のやりとりだけで、聴聞期日に出頭する必要がないと判断したというのはいかにも不合理で、不出頭に正当な理由があるとはいえない。

(3) 本件処分は比例原則に反する処分か

派遣法が派遣元事業主に対して関係派遣先報告書の提出を求める趣旨は、派遣法23条の2に規定する関係派遣先への派遣割合を適切に把握し、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労

働者の保護等を図ることである。審査請求人は、平成26年6月30日の提出期限に本件報告書を提出せず、旧派遣法48条1項に基づく指導を受け、更に同条3項に基づく指示を受けるというように、再三に渡り本件報告書の提出を求められてきたにもかかわらず、提出をしなかったものである。労働者保護の観点から重要性を有する本件報告書の提出義務が果たされていない事例において事業廃止命令を下すことは目的に対して均衡を失したということとはできないことから、本件処分が極めて過酷な処分であって比例原則に反するとの審査請求人の主張も採用できない。

3 付言

行政不服審査法（平成26年法律第68号）82条1項本文によれば、行政庁は、審査請求をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならないところ、本件処分の際に交付された特定労働者派遣事業廃止命令書（平成28年5月23日付け厚生労働省発職派0523第30号）には、これらに関する記載はなく、書面による教示はなされていなかったと認められる。審査庁の説明によれば、同月30日に審査請求人に対し、電話で教示したとされ、実際に審査請求がなされるには至ったものの、この点につき、今後は適切な対応がなされるよう、審査庁において必要な措置を講ずるべきである。

4 まとめ

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	大	橋	洋	一